

サービス利用規約

(法人契約・請求書払い 対応版)

運営: 株式会社BADGE

サービスサイト: <https://www.sugu96.com>

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社BADGE(以下「当社」といいます。)が運営する出張カメラマン派遣サービス「スグクル」(以下「本サービス」といいます。)の提供条件および当社と利用者との間の権利義務関係を定めるものです。本サービスをご利用いただく法人・団体・個人事業主(以下「利用者」といいます。)は、本規約の全ての条項に同意のうえご利用いただくものとします。

第1条 定義

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 「本サービス」とは、当社が利用者の指定する場所へカメラマン等を派遣し、写真・動画・ドローン空撮等の撮影および撮影データの納品を行うサービスをいいます。
- 「カメラマン等」とは、当社が本サービスの提供のために手配する撮影者、ならびにヘアメイク・スタイリスト等の関連スタッフをいいます。
- 「撮影物」とは、本サービスにおいてカメラマン等が撮影した写真・動画その他の成果物およびそのデータをいいます。
- 「法人契約」とは、利用者が法人・団体・個人事業主として当社と締結する継続的な取引契約であって、請求書払い(掛け払い)による決済を行うものをいいます。

第2条 本規約の適用および個別合意

- 本規約は、利用者とは当社との間の本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。
- 当社が本サービスに関して見積書・発注請書・個別契約書・当社ウェブサイト上の掲載事項等(以下「個別条件」といいます。)を別途定めた場合、当該個別条件も本規約の一部を構成します。本規約と個別条件の内容が異なる場合は、個別条件が優先して適用されます。

第3条 利用申込および契約の成立

- 本サービスの利用を希望する者は、当社所定の方法(ウェブサイトの問い合わせフォーム、LINE、電話、電子メール等)により利用を申し込むものとします。
- 当社は、利用者からの申込内容(撮影日時・場所・撮影内容・希望条件等)を確認のうえ、見積書を提示します。
- 利用者が当社所定の方法により当該見積内容を承諾し、当社がこれを受領した時点で、当該撮影に関する個別の利用契約が成立するものとします。

第4条 法人契約・請求書払い

- 利用者は、当社所定の与信審査・申込手続を経ることにより、請求書払い(掛け払い)による法人契約を利用することができます。
- 当社は、審査の結果、請求書払いのお申し込みをお断りし、または前払い等の別の決済方法をお願いする場合があります。
- 当社は適格請求書発行事業者であり、請求書は適格請求書(インボイス)の要件を満たす書式で発行します。
- 支払条件(締日・支払期日・支払方法等)は、原則として当月末締め・翌月末日払い(金融機関口座への振込)とし、個別条件において別途定めた場合はこれに従います。振込手数料は利用者の負担とします。

- (5). 利用者に料金の未払い、支払遅延その他の債務不履行がある場合、当社は当該入金を確認できるまで、次回以降の予約受付および案件の実施を停止することができます。これにより利用者に生じた不利益について当社は責任を負いません。

第5条 料金および費用

- (1). 本サービスの料金は、当社が提示する料金表または個別の見積書に基づくものとします。最新の料金は当社ウェブサイト(<https://www.sugu96.com/price>)に掲載します。
- (2). 撮影に伴う交通費・出張費・駐車料金・特殊機材費・ロケーション使用料等が発生する場合、当該費用の負担については事前に見積書または個別条件に明示します。
- (3). 撮影の実施に際して当社が立て替えた費用(高速道路料金、駐車場代、施設入場料、ロケ地使用料等)については、当社は実費を利用者に請求することができるものとします。
- (4). 本規約に定める料金その他の金額は、別段の定めがない限り消費税等を含まない金額とし、支払時に別途消費税等を申し受けます。
- (5). 利用者が支払期日までに支払を行わない場合、当社は年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第6条 予約・手配

- (1). 当社は、契約成立後、撮影内容に適したカメラマン等を選定・手配します。カメラマン等の指名を希望する場合は、申込時にお申し出ください(手配状況により添いかねる場合があります)。
- (2). 天候・災害・交通事情・カメラマン等の急病その他やむを得ない事由により、当社は利用者に事前に連絡のうえ、担当カメラマン等の変更または撮影日時の調整を行うことがあります。

第7条 撮影の実施および利用者の協力

- (1). 利用者は、撮影が円滑に実施されるよう、撮影場所の確保・立ち入り許可・被写体および関係者の手配・必要な電源等、合理的な範囲で当社およびカメラマン等に協力するものとします。
- (2). 撮影場所が第三者の管理する施設等である場合、利用者は必要な撮影許可を事前に取得するものとします。許可の不備により撮影が実施できない場合の責任は利用者が負うものとします。
- (3). 撮影当日、利用者の都合または利用者側の準備不足等により、あらかじめ合意した予定時間を超過した場合、当社は超過時間について30分単位で追加料金を請求することができます。
- (4). 利用者または被写体の遅刻・到着遅延等により実際の撮影時間が短縮された場合であっても、撮影料金は減額されないものとします。
- (5). 撮影当日に、合意済みの撮影内容に加えて追加の撮影・時間延長・別カットの依頼があった場合、当社は対応可能な範囲でこれに応じることができ、当該追加分については別途料金を申し受けます。
- (6). 契約成立後に撮影内容(撮影ジャンル・カット数・撮影場所・進行等)を変更する場合は、事前に当社の承諾を要するものとします。

第8条 撮影の中止およびハラスメントへの対応

- (1). 利用者の都合により撮影が実施できなかった場合（当日の中止・現地でのキャンセル・利用者側事由による撮影不能を含みます。）であっても、撮影料金は発生するものとし、利用者はこれを支払うものとします。
- (2). 撮影場所の管理者による撮影禁止、被写体の同意撤回その他利用者側の事情により撮影の全部または一部が実施できなかった場合も、前項と同様とします。
- (3). カメラマン等に対する暴言・威圧・不当な要求・セクシュアルハラスメントその他社会通念上不相当な言動（カスタマーハラスメント）が認められる場合、当社は撮影を直ちに中止し、または本契約を解除することができます。この場合においても撮影料金は発生し、返金はいりません。

第9条 キャンセル・日程変更

- (1). 契約成立後に利用者が撮影のキャンセルまたは日程変更を行う場合、当社所定の方法により速やかに当社へ連絡するものとします。
- (2). キャンセルまたは日程変更の申し出時期に応じ、利用者は次の表に定めるキャンセル料を負担するものとします。既に発生した交通費・機材手配費等の実費がある場合は、これを別途申し受けます。

キャンセル・日程変更のお申し出時期	キャンセル料（撮影料金に対する割合）
撮影日の8日前まで	無料
撮影日の7日前～4日前	撮影料金の30%
撮影日の3日前～前日	撮影料金の50%
撮影日当日	撮影料金の100%

※ 天候等を理由とする日程変更（順延）の取扱いは、屋外撮影等の場合に限り、個別条件において別途定めることができます。

第10条 納品・検収およびデータの取扱い

- (1). 撮影データの納品方法・納品形式・納品時期は、見積書または個別条件に定めるところによります。特段の定めがない場合、当社所定のオンラインストレージによるデータ納品とします。
- (2). 納品する写真・動画のカットの選定（セレクト）は、別段の合意がない限り当社の基準により行うものとします。
- (3). 利用者は、納品日から7日以内に納品物の検収を行い、不具合がある場合は書面または電子メールにより当社へ通知するものとします。当該期間内に通知がない場合、納品物は検収を完了したものとみなします。
- (4). 納品データの保管期間は納品日から原則30日間とし、当該期間経過後は当社の判断によりデータを削除できるものとします。利用者は納品後速やかにデータを保存してください。
- (5). 納品後における利用者側での撮影データの消失・破損・紛失について、当社は一切責任を負わず、再送・復元の義務を負わないものとします。
- (6). 編集担当者の疾病、停電、災害その他やむを得ない事情により、当社は納期を変更する場合があります。この場合、当社は速やかに利用者へ連絡するものとします。

第11条 修正対応

- (1). 当社は、見積書または個別条件に定める範囲・回数において、納品物の修正（色味調整、切り抜き、テロップ追加等）に対応します。
- (2). 前項に定める修正回数を超える修正、または利用者の都合による仕様変更（当初合意した内容と異なる作業）については、当社は別途費用を申し受けます。

第12条 撮影データの記録不良・再撮影

- (1). 当社は、本サービスをプロフェッショナルの水準をもって誠実に提供します。ただし、写真・動画は表現物としての性質上、仕上がりに関する主観的な評価のみを理由とする再撮影・返金には応じかねます。
- (2). 機材の故障、記録媒体(SDカード等)の障害、その他予期せぬ事故により撮影データの全部または一部が記録できなかった場合、当社は、再撮影の実施または当該撮影について受領済みの撮影料金の返還を上限として対応するものとし、それを超える責任(逸失利益・再手配費用等を含みます。)を負わないものとします。

第13条 撮影物の著作権および利用

- (1). 撮影物の著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。)は、原則として撮影を行ったカメラマン等または当社に帰属します。
- (2). 当社は、利用者に対し、契約時に合意した利用目的の範囲において、撮影物を利用(複製・頒布・公衆送信・展示等)することを許諾します。
- (3). 前項の合意範囲を超える利用、特に広告・テレビ放送・出版・商品化・商品販売等への二次利用を行う場合、利用者は事前に当社へ申し出て、別途利用許諾契約を締結するものとします。
- (4). 利用者は、当社の撮影物を、AIの学習用データその他の機械学習・生成AIの目的に使用し、または第三者に使用させてはならないものとします。
- (5). 著作者人格権に配慮し、利用者は撮影物を著しく改変し、または制作者の名誉・声望を害する態様で使用しないものとします。
- (6). 当社は、利用者が別段の意思表示をしない限り、撮影物を当社の実績紹介・広告宣伝の目的で利用できるものとします。利用者は、撮影物の当社実績としての公開を望まない場合、事前に当社へ申し出ることができます。

第14条 肖像権・被写体の同意

- (1). 撮影に被写体となる人物が含まれる場合、利用者は当該人物から撮影および撮影物の利用について必要な同意を取得する責任を負うものとします。
- (2). 肖像権・プライバシー権その他第三者の権利に関して紛争が生じた場合、利用者の責めに帰すべき事由によるものについては利用者が自らの責任と費用で解決するものとします。

第15条 禁止事項および直接取引の禁止

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ・法令または公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する撮影の依頼
 - ・当社またはカメラマン等に対する暴力・脅迫・ハラスメント行為
 - ・虚偽の情報を申告し、または他人になりすまして本サービスを利用する行為
 - ・その他、当社が本サービスの運営上不適切と合理的に判断する行為
- (2). 利用者は、本サービスを通じて知り合ったカメラマン等に対し、本契約の期間中および本契約終了後1年間、当社を介さずに直接、撮影その他の業務を発注し、または契約を締結してはならないものとします(勧誘・引き抜きを含みます。)
 - (3). 利用者が前項に違反した場合、利用者は当社に対し、違約金として当該カメラマン等に係る撮影料金の3回分に相当する額を支払うものとします。ただし、当社が被った損害額が当該違約金を上回る場合、当社は差額の賠償を請求することを妨げられません。

第16条 秘密保持

- (1). 当社および利用者は、本サービスに関連して相手方から開示を受けた営業上・技術上の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩してはならず、本サービスの目的以外に使用しないものとします。
- (2). 前項は、既に公知の情報、正当な権限に基づき第三者から取得した情報、および法令・官公庁の要請により開示が義務付けられる情報には適用しません。

第17条 個人情報の取扱い

当社は、本サービスの提供に伴い取得する個人情報を、適用される法令および当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。

第18条 免責事項および損害賠償

- (1). 天災地変、悪天候、交通機関の運休・遅延、感染症の拡大、官公庁の命令その他当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスの提供が遅延・中止となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- (2). 理由の如何を問わず、当社が本サービスに関して利用者に対して負う損害賠償責任の総額は、当該案件について利用者が現に当社に支払った(受領済みの)報酬の額を上限とします。
- (3). 当社は、利用者に生じた逸失利益・事業機会の損失・データの二次的損害等の間接損害・特別損害については、責任を負わないものとします。

第19条 不可抗力

地震・台風・水害その他の天災地変、火災、戦争・内乱・テロ行為、暴動、感染症の蔓延、法令の制定・改廃、官公庁の指導・命令、停電、通信回線・サーバの障害、輸送機関の事故その他当社の合理的な支配を超える事由(不可抗力)により本契約の全部または一部の履行が遅延し、または不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

第20条 反社会的勢力の排除

- (1). 当社および利用者は、自己または自己の役員等が、暴力団・暴力団員・その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および反社会的勢力と関係を有していないことを表明し、保証します。
- (2). 相手方が前項に違反した場合、当該相手方は何らの催告なくして本契約を解除することができ、これにより相手方に損害が生じても賠償責任を負わないものとします。

第21条 費用負担(弁護士費用等)

利用者の責めに帰すべき事由(料金の不払い、本規約違反等)により、当社が債権回収その他のために訴訟その他の法的手続を要した場合、利用者は、当社が負担した合理的な範囲の弁護士費用および手続費用を負担するものとします。

第22条 契約期間および解除

- (1). 法人契約の契約期間は、個別条件に定める場合を除き、契約成立日から1年間とし、いずれの当事者からも期間満了の1か月前までに書面による申し出がない場合は、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2). 当社または利用者は、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合、本契約を解除することができます。
- (3). 利用者が支払を停止し、または破産・民事再生等の手続開始の申立てがあつた場合、当社は催告を要せず直ちに本契約を解除し、未払債務の一括弁済を請求することができます。

第23条 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約を変更することができます。重要な変更を行う場合、当社はウェブサイトへの掲載その他適切な方法により利用者に周知します。変更後に利用者が本サービスを利用した場合、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第24条 準拠法および合意管轄

- (1). 本規約の準拠法は日本法とします。

(2). 本サービスまたは本規約に関して当社と利用者との間に紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【本サービスに関するお問い合わせ】

サービス名:出張カメラマン派遣サービス「スグクル」

運営会社:株式会社BADGE

サービスサイト:<https://www.sugu96.com> / TEL:0120-963-278

受付時間:平日 9:00～18:00(撮影対応は土日祝も可)

適格請求書発行事業者登録番号:T1180001103733

制定日:2025年10月1日